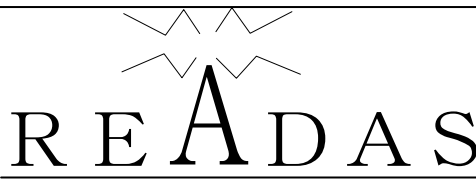


第 4385 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2011年)平成23年 12月 14日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

↳ くるみん税制

Q：子育てをサポートする企業に優遇税制が導入されたとか。どんな内容なのですか？

A：取得等した建物に割増償却が認められる制度です。

【解説】

今年度の税制改正で、子育てをサポートする企業が取得、増改築した建物等に割増償却を認める制度が創設されました。

概要は次のとおりです。

①事業主の要件

- ・青色申告事業者であること
- ・平成23年4月1日から平成26年3月31日までの期間内に始まるいずれかの事業年度において、次世代法の認定を受け、「くるみん」を取得した事業者

②適用対象建物等

次のいずれにも該当する建物等が対象になります。

- イ.次世代法の認定を受けた事業年度終了日において所有、使用している建物等
- ロ.認定を受ける対象となった行動計画の計画期間開始の日から認定を受けた日の事業年度終了日までの期間内に取得した建物等で、建築後事業用に使用されていないもの、又はその期間内に 新築、増改築した建物等

③割増償却

認定を受けた日の事業年度において、普通償却限度額の32%の割増償却が認められます。

④事務手続き

次世代法の認定申請は、都道府県労働局雇用均等室で受け付けています。

